

平成18年度要保護及び準要保護児童生徒数について（学用品費等）  
北海道

	要保護児童生徒数 (A) 人	準要保護児童生徒数 (要保護者に準ずる程度 に困窮していると市町村 教育委員会が認めた者。) (B) 人
札幌市	6,307	22,828
函館市	1,281	5,040
小樽市	530	2,075
旭川市	1,455	6,826
室蘭市	348	1,388
釧路市	1,021	3,769
帯広市	293	3,206
北見市	143	1,994
夕張市	33	135
岩見沢市	221	1,371
網走市	51	603
留萌市	49	249
苫小牧市	443	2,451
稚内市	38	607
美唄市	72	456
芦別市	29	417
江別市	217	2,021
赤平市	54	199
紋別市	33	443
士別市	20	224
名寄市	30	381
三笠市	39	94
根室市	27	349
千歳市	49	1,395
滝川市	39	514
砂川市	21	284
歌志内市	30	62
深川市	20	275
富良野市	17	386
登別市	94	818
恵庭市	135	1,146
伊達市	29	494
北広島市	66	1,171
石狩市	55	1,272
北斗市	122	663
当別町	58	272
新篠津村	0	16
松前町	21	119

## 北海道

	要保護児童生徒数 (A) 人	準要保護児童生徒数 (要保護者に準ずる程度 に困窮していると市町村 教育委員会が認めた者。) (B) 人
福島町	20	66
知内町	7	53
木古内町	16	49
七飯町	48	408
鹿部町	16	12
森町	36	193
八雲町	35	133
長万部町	17	31
江差町	49	70
上ノ国町	21	74
厚沢部町	14	26
乙部町	9	44
奥尻町	2	17
今金町	8	62
せたな町	15	86
島牧村	1	13
寿都町	2	26
黒松内町	8	17
蘭越町	1	63
二セコ町	0	37
真狩村	0	9
留寿都村	5	11
喜茂別町	1	0
京極町	1	23
倶知安町	13	131
共和町	10	50
岩内町	133	207
泊村	3	18
神恵内村	0	5
積丹町	12	12
古平町	8	55
仁木町	4	30
余市町	127	332
赤井川村	0	1
南幌町	10	126
奈井江町	27	53
上砂川町	37	89
由仁町	2	74
長沼町	10	133

## 北海道

	要保護児童生徒数 (A) 人	準要保護児童生徒数 (要保護者に準ずる程度 に困窮していると市町村 教育委員会が認めた者。) (B) 人
栗山町	17	199
月形町	4	35
浦臼町	2	23
新十津川町	14	41
妹背牛町	4	23
秩父別町	0	8
雨竜町	4	32
北竜町	0	7
沼田町	1	23
幌加内町	3	12
鷹栖町	9	72
東神楽町	4	148
当麻町	17	69
比布町	5	37
愛別町	0	33
上川町	21	20
東川町	9	110
美瑛町	25	60
上富良野町	6	79
中富良野町	1	33
南富良野町	2	16
占冠村	0	10
和寒町	1	30
剣淵町	9	14
下川町	8	33
美深町	3	22
音威子府村	0	13
中川町	0	5
増毛町	5	19
小平町	1	21
苫前町	4	13
羽幌町	2	85
初山別村	0	10
遠別町	3	27
天塩町	2	23
幌延町	2	21
猿払村	5	2
浜頓別町	2	60
中頓別町	0	11

## 北海道

	要保護児童生徒数 (A) 人	準要保護児童生徒数 (要保護者に準ずる程度 に困窮していると市町村 教育委員会が認めた者。) (B) 人
枝幸町	2	71
豊富町	7	49
礼文町	0	10
利尻町	5	14
利尻富士町	0	21
美幌町	19	187
津別町	1	42
斜里町	17	76
清里町	1	34
小清水町	5	43
訓子府町	1	44
置戸町	0	15
佐呂間町	7	19
遠軽町	25	229
上湧別町	9	34
湧別町	3	28
滝上町	2	28
興部町	7	41
西興部村	0	0
雄武町	9	20
大空町	1	29
豊浦町	6	42
壮瞥町	2	43
白老町	60	259
厚真町	3	35
洞爺湖町	30	144
安平町	3	78
むかわ町	19	80
日高町	30	55
平取町	12	71
新冠町	10	50
浦河町	72	144
様似町	15	30
えりも町	13	14
新ひだか町	123	282
音更町	55	789
士幌町	1	45
上士幌町	1	50
鹿追町	0	62

北海道

	要保護児童生徒数 (A) 人	準要保護児童生徒数 (要保護者に準ずる程度 に困窮していると市町村 教育委員会が認めた者。) (B) 人
新得町	8	68
清水町	6	101
芽室町	6	321
中札内村	0	23
更別村	1	6
大樹町	0	59
広尾町	6	120
幕別町	20	418
池田町	1	96
豊頃町	5	15
本別町	3	97
足寄町	5	93
陸別町	1	9
浦幌町	7	45
釧路町	40	414
厚岸町	26	143
浜中町	4	60
標茶町	14	110
弟子屈町	17	113
鶴居村	5	27
白糠町	36	104
別海町	4	76
中標津町	28	278
標津町	9	57
羅臼町	4	45
合計	15,245	76,556

(注)要保護児童生徒について、就学援助法の対象者はその一部である(要保護児童生徒については、就学援助法の補助対象費目である学用品費、通学費、修学旅行費のうち、生活保護により給付されている費目(学用品費・通学費)が補助対象から除かれるため)。

## 平成18年度要保護及び準要保護児童生徒数について（学用品費等）

## 青森県

	要保護児童生徒数 (A) 人	準要保護児童生徒数 (要保護者に準ずる程度 に困窮していると市町村 教育委員会が認めた者。) (B) 人
青森市	528	3,959
弘前市	195	2,505
八戸市	248	3,399
黒石市	28	452
五所川原市	32	167
十和田市	18	731
三沢市	16	547
むつ市	94	573
つがる市	20	441
平川市	27	236
平内町	10	117
今別町	1	28
蓬田村	0	13
外ヶ浜町	4	56
鱒ヶ沢町	10	164
深浦町	9	88
西目屋村	0	0
藤崎町	13	155
大鰐町	4	134
田舎館村	2	28
板柳町	15	135
鶴田町	7	162
中泊町	26	126
野辺地町	20	108
七戸町	14	136
六戸町	2	82
横浜町	6	39
東北町	13	165
六ヶ所村	10	102
おいらせ町	1	250
大間町	40	13
東通村	9	40
風間浦村	13	26
佐井村	7	5
三戸町	15	116
五戸町	6	155
田子町	1	45
南部町	3	158

青森県

	要保護児童生徒数 (A) 人	準要保護児童生徒数 (要保護者に準ずる程度 に困窮していると市町村 教育委員会が認めた者。) (B) 人
階上町	8	204
新郷村	0	13
八戸市階上町田代小学校中学校組合	0	4
合計	1,475	15,877

(注)要保護児童生徒について、就学援助法の対象者はその一部である(要保護児童生徒については、就学援助法の補助対象費目である学用品費、通学費、修学旅行費のうち、生活保護により給付されている費目(学用品費・通学費)が補助対象から除かれるため)。

平成18年度要保護及び準要保護児童生徒数について（学用品費等）

岩手県

	要保護児童生徒数 (A) 人	準要保護児童生徒数 (要保護者に準ずる程度 に困窮していると市町村 教育委員会が認めた者。) (B) 人
盛岡市	316	1,763
宮古市	35	548
大船渡市	6	209
花巻市	64	322
北上市	39	264
久慈市	20	450
遠野市	5	179
一関市	42	671
陸前高田市	4	111
釜石市	27	218
二戸市	17	230
八幡平市	23	224
奥州市	23	687
雫石町	15	80
葛巻町	11	46
岩手町	13	94
滝沢村	21	398
紫波町	15	290
矢巾町	14	151
西和賀町	0	38
金ヶ崎町	2	71
平泉町	6	64
藤沢町	1	43
住田町	0	25
大槌町	29	68
山田町	28	117
岩泉町	15	153
田野畑村	0	38
普代村	0	23
川井村	2	27
軽米町	6	62
野田村	3	52
九戸村	4	20
洋野町	8	180
一戸町	3	97
合計	817	8,013

(注)要保護児童生徒について、就学援助法の対象者はその一部である(要保護児童生徒については、就学援助法の補助対象費目である学用品費、通学費、修学旅行費のうち、生活保護により給付されている費目(学用品費・通学費)が補助対象から除かれるため)。



平成18年度要保護及び準要保護児童生徒数について（学用品費等）

宮城県

	要保護児童生徒数 (A) 人	準要保護児童生徒数 (要保護者に準ずる程度 に困窮していると市町村 教育委員会が認めた者。) (B) 人
仙台市	1,047	6,939
石巻市	119	1,576
塩竈市	47	463
気仙沼市	29	445
白石市	10	226
名取市	39	319
角田市	4	182
多賀城市	38	303
岩沼市	17	273
登米市	15	345
栗原市	15	297
東松島市	28	242
大崎市	112	701
蔵王町	7	39
七ヶ宿町	0	8
大河原町	1	165
村田町	3	66
柴田町	17	179
川崎町	5	53
丸森町	0	99
亘理町	12	126
山元町	5	69
松島町	5	80
七ヶ浜町	0	116
利府町	1	136
大和町	5	97
大郷町	0	27
富谷町	2	201
大衡村	0	11
色麻町	0	13
加美町	25	98
涌谷町	3	111
美里町	13	158
女川町	7	73
本吉町	3	85
南三陸町	8	126
合計	1,642	14,447

(注) 要保護児童生徒について、就学援助法の対象者はその一部である(要保護児童生徒については、就学援助法の補助対象費目である学用品費、通学費、修学旅行費のうち、生活保護により給付されている費目(学用品費・通学費)が補助対象から除かれるため)。

平成18年度要保護及び準要保護児童生徒数について（学用品費等）

秋田県

	要保護児童生徒数 (A) 人	準要保護児童生徒数 (要保護者に準ずる程度 に困窮していると市町村 教育委員会が認めた者。) (B) 人
秋田市	349	2,541
能代市	73	694
横手市	23	458
大館市	30	562
男鹿市	15	147
湯沢市	38	400
鹿角市	13	301
由利本荘市	23	437
潟上市	32	238
大仙市	39	361
北秋田市	22	143
にかほ市	13	82
仙北市	10	193
小坂町	8	33
上小阿仁村	0	22
藤里町	0	11
三種町	19	100
八峰町	0	30
五城目町	4	66
八郎潟町	11	19
井川町	8	23
大潟村	0	3
美郷町	8	135
羽後町	7	101
東成瀬村	0	11
合計	745	7,111

(注)要保護児童生徒について、就学援助法の対象者はその一部である(要保護児童生徒については、就学援助法の補助対象費目である学用品費、通学費、修学旅行費のうち、生活保護により給付されている費目(学用品費・通学費)が補助対象から除かれるため)。

## 平成18年度要保護及び準要保護児童生徒数について（学用品費等）

## 山形県

	要保護児童生徒数 (A) 人	準要保護児童生徒数 (要保護者に準ずる程度 に困窮していると市町村 教育委員会が認めた者。) (B) 人
山形市	42	1,076
米沢市	27	623
鶴岡市	41	643
酒田市	38	715
新庄市	7	190
寒河江市	2	193
上山市	3	125
村山市	1	101
長井市	9	82
天童市	5	255
東根市	0	215
尾花沢市	0	80
南陽市	3	105
山辺町	1	38
中山町	3	45
河北町	8	68
西川町	0	17
朝日町	0	19
大江町	0	36
大石田町	3	36
金山町	0	15
最上町	0	43
舟形町	1	4
真室川町	4	38
大蔵村	0	20
鮭川村	3	27
戸沢村	0	24
高畠町	8	127
川西町	1	62
小国町	1	55
白鷹町	1	43
飯豊町	0	27
三川町	2	32
庄内町	0	89
遊佐町	0	77
合計	214	5,345

(注)要保護児童生徒について、就学援助法の対象者はその一部である(要保護児童生徒については、就学援助法の補助対象費目である学用品費、通学費、修学旅行費のうち、生活保護により給付されている費目(学用品費・通学費)が補助対象から除かれるため)。

## 平成18年度要保護及び準要保護児童生徒数について（学用品費等）

## 福島県

	要保護児童生徒数 (A) 人	準要保護児童生徒数 (要保護者に準ずる程度 に困窮していると市町村 教育委員会が認めた者。) (B) 人
福島市	171	3,115
会津若松市	98	831
郡山市	181	2,500
いわき市	413	1,616
白河市	9	498
須賀川市	24	468
喜多方市	9	250
相馬市	5	300
二本松市	16	333
田村市	15	226
南相馬市	32	628
伊達市	31	334
桑折町	1	48
国見町	1	64
川俣町	4	42
飯野町	3	14
大玉村	3	26
本宮町	8	107
白沢村	0	30
鏡石町	3	0
天栄村	2	5
下郷町	0	29
桧枝岐村	0	0
只見町	0	25
南会津町	4	100
北塩原村	1	4
西会津町	6	20
磐梯町	0	7
猪苗代町	3	45
会津坂下町	0	80
湯川村	1	2
柳津町	0	14
三島町	0	1
金山町	0	2
昭和村	0	0
会津美里町	0	57
西郷村	7	137
泉崎村	4	46

福島県

	要保護児童生徒数 (A) 人	準要保護児童生徒数 (要保護者に準ずる程度 に困窮していると市町村 教育委員会が認めた者。) (B) 人
中島村	23	15
矢吹町	8	153
棚倉町	6	67
矢祭町	3	47
塙町	4	30
鮫川村	0	14
石川町	2	38
玉川村	2	31
平田村	0	0
浅川町	0	44
古殿町	1	33
三春町	4	90
小野町	4	67
広野町	0	25
檜葉町	5	44
富岡町	3	73
川内村	0	11
大熊町	0	57
双葉町	1	47
浪江町	13	109
葛尾村	0	7
新地町	4	41
飯舘村	1	76
伊達市国見町大枝小学校組合	0	2
合計	1, 139	13, 125

(注)要保護児童生徒について、就学援助法の対象者はその一部である(要保護児童生徒については、就学援助法の補助対象費目である学用品費、通学費、修学旅行費のうち、生活保護により給付されている費目(学用品費・通学費)が補助対象から除かれるため)。

## 平成18年度要保護及び準要保護児童生徒数について（学用品費等）

## 茨城県

	要保護児童生徒数 (A) 人	準要保護児童生徒数 (要保護者に準ずる程度 に困窮していると市町村 教育委員会が認めた者。) (B) 人
水戸市	259	1,287
日立市	118	943
土浦市	29	1,182
古河市	97	465
石岡市	22	362
結城市	23	232
龍ヶ崎市	9	706
下妻市	4	174
常総市	19	451
常陸太田市	5	159
高萩市	24	229
北茨城市	18	290
笠間市	36	456
取手市	39	581
牛久市	22	277
つくば市	68	1,022
ひたちなか市	76	871
鹿嶋市	6	286
潮来市	23	124
守谷市	13	164
常陸大宮市	15	140
那珂市	14	185
筑西市	15	641
坂東市	14	217
稲敷市	13	126
かすみがうら市	5	88
桜川市	11	130
神栖市	25	384
行方市	7	108
鉾田市	17	196
つくばみらい市	9	183
小美玉市	12	141
茨城町	13	81
大洗町	14	96
城里町	6	98
東海村	4	189
大子町	12	59
美浦村	9	77

## 茨城県

	要保護児童生徒数 (A) 人	準要保護児童生徒数 (要保護者に準ずる程度 に困窮していると市町村 教育委員会が認めた者。) (B) 人
阿見町	19	148
河内町	1	20
八千代町	1	78
五霞町	2	25
境町	10	101
利根町	1	56
合計	1,159	13,828

(注)要保護児童生徒について、就学援助法の対象者はその一部である(要保護児童生徒については、就学援助法の補助対象費目である学用品費、通学費、修学旅行費のうち、生活保護により給付されている費目(学用品費・通学費)が補助対象から除かれるため)。

平成18年度要保護及び準要保護児童生徒数について（学用品費等）

栃木県

	要保護児童生徒数 (A) 人	準要保護児童生徒数 (要保護者に準ずる程度 に困窮していると市町村 教育委員会が認めた者。) (B) 人
宇都宮市	443	2,469
足利市	57	848
栃木市	37	224
佐野市	80	345
鹿沼市	47	506
日光市	43	334
小山市	91	468
真岡市	13	186
大田原市	22	289
矢板市	3	135
那須塩原市	72	416
さくら市	25	82
那須烏山市	33	105
下野市	18	121
上三川町	10	104
上河内町	0	19
河内町	1	97
西方町	0	16
二宮町	0	46
益子町	9	67
茂木町	2	17
市貝町	7	30
芳賀町	1	40
壬生町	27	160
野木町	5	56
大平町	8	63
藤岡町	2	23
岩舟町	0	28
都賀町	3	24
塩谷町	6	36
高根沢町	8	126
那須町	5	86
那珂川町	0	22
合計	1,078	7,588

(注)要保護児童生徒について、就学援助法の対象者はその一部である(要保護児童生徒については、就学援助法の補助対象費目である学用品費、通学費、修学旅行費のうち、生活保護により給付されている費目(学用品費・通学費)が補助対象から除かれるため)。



## 平成18年度要保護及び準要保護児童生徒数について（学用品費等）

## 群馬県

	要保護児童生徒数 (A) 人	準要保護児童生徒数 (要保護者に準ずる程度 に困窮していると市町村 教育委員会が認めた者。) (B) 人
前橋市	236	2,230
高崎市	120	1,617
桐生市	27	788
伊勢崎市	25	668
太田市	13	909
沼田市	6	331
館林市	21	329
渋川市	17	265
藤岡市	3	501
富岡市	6	209
安中市	14	346
みどり市	2	151
富士見村	0	70
榛名町	0	0
榛東村	0	43
吉岡町	0	26
吉井町	0	93
上野村	0	0
神流町	0	5
下仁田町	2	19
南牧村	0	1
甘楽町	0	66
中之条町	0	59
長野原町	0	21
嬭恋村	3	39
草津町	1	13
六合村	1	18
高山村	0	14
東吾妻町	2	36
片品村	0	40
川場村	0	11
昭和村	0	17
みなかみ町	1	107
玉村町	0	230
板倉町	0	49
明和町	0	22
千代田町	0	49
大泉町	2	169

## 群馬県

	要保護児童生徒数 (A) 人	準要保護児童生徒数 (要保護者に準ずる程度 に困窮していると市町村 教育委員会が認めた者。) (B) 人
邑楽町	0	89
合計	502	9,650

(注)要保護児童生徒について、就学援助法の対象者はその一部である(要保護児童生徒については、就学援助法の補助対象費目である学用品費、通学費、修学旅行費のうち、生活保護により給付されている費目(学用品費・通学費)が補助対象から除かれるため)。

## 平成18年度要保護及び準要保護児童生徒数について（学用品費等）

## 埼玉県

	要保護児童生徒数 (A) 人	準要保護児童生徒数 (要保護者に準ずる程度 に困窮していると市町村 教育委員会が認めた者。) (B) 人
さいたま市	1,041	7,488
川越市	66	4,594
熊谷市	139	1,725
川口市	629	5,401
行田市	30	558
秩父市	39	368
所沢市	249	3,960
飯能市	65	706
加須市	35	665
本庄市	66	621
東松山市	20	615
春日部市	148	2,805
狭山市	157	1,431
羽生市	30	358
鴻巣市	46	426
深谷市	84	916
上尾市	90	1,265
草加市	140	1,852
越谷市	130	4,146
蕨市	58	448
戸田市	107	1,024
入間市	95	1,098
鳩ヶ谷市	54	798
朝霞市	54	893
志木市	41	573
和光市	56	363
新座市	174	1,247
桶川市	75	343
久喜市	44	668
北本市	70	385
八潮市	93	820
富士見市	141	1,108
三郷市	65	969
蓮田市	18	433
坂戸市	56	923
幸手市	5	606
鶴ヶ島市	38	636
日高市	25	246

埼玉県

	要保護児童生徒数 (A) 人	準要保護児童生徒数 (要保護者に準ずる程度 に困窮していると市町村 教育委員会が認めた者。) (B) 人
吉川市	13	512
ふじみ野市	133	779
伊奈町	17	146
三芳町	42	207
毛呂山町	30	141
越生町	6	59
滑川町	7	36
嵐山町	21	90
小川町	16	183
川島町	3	112
吉見町	8	106
鳩山町	0	66
ときがわ町	3	50
横瀬町	3	43
皆野町	1	21
長瀬町	9	7
小鹿野町	5	49
東秩父村	0	7
美里町	5	79
神川町	2	103
上里町	15	257
江南町	0	0
寄居町	31	229
騎西町	5	112
北川辺町	14	50
大利根町	8	97
宮代町	14	321
白岡町	23	235
菖蒲町	15	66
栗橋町	4	98
鷲宮町	22	242
杉戸町	57	456
松伏町	49	368
合計	5,054	58,808

(注)要保護児童生徒について、就学援助法の対象者はその一部である(要保護児童生徒については、就学援助法の補助対象費目である学用品費、通学費、修学旅行費のうち、生活保護により給付されている費目(学用品費・通学費)が補助対象から除かれるため)。

## 平成18年度要保護及び準要保護児童生徒数について（学用品費等）

## 千葉県

	要保護児童生徒数 (A) 人	準要保護児童生徒数 (要保護者に準ずる程度 に困窮していると市町村 教育委員会が認めた者。) (B) 人
千葉市	1,014	5,023
銚子市	12	168
市川市	370	2,265
船橋市	450	2,930
館山市	26	227
木更津市	85	405
松戸市	557	3,846
野田市	84	808
茂原市	36	236
成田市	68	447
佐倉市	80	568
東金市	30	263
旭市	6	190
習志野市	86	686
柏市	172	3,241
勝浦市	12	28
市原市	236	1,887
流山市	59	799
八千代市	168	578
我孫子市	64	453
鴨川市	23	65
鎌ヶ谷市	65	328
君津市	38	361
富津市	21	106
浦安市	90	505
四街道市	12	305
袖ヶ浦市	24	282
八街市	45	325
印西市	7	66
白井市	27	159
富里市	12	207
南房総市	5	116
匝瑳市	1	78
香取市	18	323
山武市	11	155
いすみ市	21	87
酒々井町	6	78
印旛村	0	10

千葉県

	要保護児童生徒数 (A) 人	準要保護児童生徒数 (要保護者に準ずる程度 に困窮していると市町村 教育委員会が認めた者。) (B) 人
本埜村	0	4
栄町	1	57
神崎町	0	7
多古町	0	21
東庄町	0	33
大網白里町	7	88
九十九里町	1	36
芝山町	0	9
横芝光町	3	81
一宮町	8	40
睦沢町	0	3
長生村	0	18
白子町	1	18
長柄町	7	42
長南町	1	18
大多喜町	0	16
御宿町	2	10
鋸南町	4	7
布施学校組合	0	1
合計	4,076	29,113

(注)要保護児童生徒について、就学援助法の対象者はその一部である(要保護児童生徒については、就学援助法の補助対象費目である学用品費、通学費、修学旅行費のうち、生活保護により給付されている費目(学用品費・通学費)が補助対象から除かれるため)。

## 平成18年度要保護及び準要保護児童生徒数について（学用品費等）

## 東京都

	要保護児童生徒数 (A) 人	準要保護児童生徒数 (要保護者に準ずる程度 に困窮していると市町村 教育委員会が認めた者。) (B) 人
千代田区	10	266
中央区	14	910
港区	118	1,621
新宿区	199	2,385
文京区	38	1,404
台東区	63	2,338
墨田区	285	4,243
江東区	378	7,512
品川区	155	4,359
目黒区	91	1,281
大田区	733	10,493
世田谷区	229	5,618
渋谷区	36	1,606
中野区	254	2,951
杉並区	179	5,003
豊島区	56	1,935
北区	314	4,637
荒川区	168	3,179
板橋区	1,146	10,040
練馬区	1,106	11,691
足立区	1,837	18,055
葛飾区	621	8,667
江戸川区	1,042	15,076
八王子市	714	6,031
立川市	282	2,389
武蔵野市	77	792
三鷹市	156	1,756
青梅市	123	1,250
府中市	339	2,450
昭島市	110	1,731
調布市	104	2,204
町田市	518	4,907
小金井市	44	750
小平市	207	2,219
日野市	139	2,024
東村山市	184	1,794
国分寺市	58	723
国立市	23	907

## 東京都

	要保護児童生徒数 (A) 人	準要保護児童生徒数 (要保護者に準ずる程度 に困窮していると市町村 教育委員会が認めた者。) (B) 人
福生市	80	1,032
狛江市	33	704
東大和市	143	987
清瀬市	124	1,016
東久留米市	93	1,212
武蔵村山市	110	1,544
多摩市	174	2,223
稲城市	76	1,066
羽村市	23	812
あきる野市	54	933
西東京市	144	1,983
瑞穂町	83	554
日の出町	8	46
桧原村	0	6
奥多摩町	0	12
大島町	2	102
利島村	0	0
新島村	0	5
神津島村	0	10
三宅村	7	22
御蔵島村	0	0
八丈町	3	82
青ヶ島村	0	4
小笠原村	0	29
合計	13,307	171,581

(注)要保護児童生徒について、就学援助法の対象者はその一部である(要保護児童生徒については、就学援助法の補助対象費目である学用品費、通学費、修学旅行費のうち、生活保護により給付されている費目(学用品費・通学費)が補助対象から除かれるため)。



平成18年度要保護及び準要保護児童生徒数について（学用品費等）  
神奈川県

	要保護児童生徒数 (A) 人	準要保護児童生徒数 (要保護者に準ずる程度 に困窮していると市町村 教育委員会が認めた者。) (B) 人
横浜市	4,600	30,046
川崎市	2,569	6,076
横須賀市	309	4,354
平塚市	115	2,143
鎌倉市	42	981
藤沢市	300	4,671
小田原市	144	1,449
茅ヶ崎市	138	1,994
逗子市	22	294
相模原市	896	6,185
三浦市	13	849
秦野市	100	1,079
厚木市	259	2,559
大和市	230	4,831
伊勢原市	68	669
海老名市	90	842
座間市	132	1,639
南足柄市	7	390
綾瀬市	111	1,005
葉山町	8	322
寒川町	24	356
大磯町	15	112
二宮町	17	187
中井町	1	28
大井町	9	87
松田町	6	47
山北町	0	45
開成町	2	126
箱根町	8	63
真鶴町	5	11
湯河原町	33	100
愛川町	29	394
清川村	0	34
城山町	10	178
藤野町	1	32
合計	10,313	74,178

(注)要保護児童生徒について、就学援助法の対象者はその一部である(要保護児童生徒については、就学援助法の補助対象費目である学用品費、通学費、修学旅行費のうち、生活保護により給付されている費目(学用品費・通学費)が補助対象から除かれるため)。

## 平成18年度要保護及び準要保護児童生徒数について（学用品費等）

## 新潟県

	要保護児童生徒数 (A) 人	準要保護児童生徒数 (要保護者に準ずる程度 に困窮していると市町村 教育委員会が認めた者。) (B) 人
新潟市	693	16,071
長岡市	56	3,403
三条市	34	833
柏崎市	4	610
新発田市	31	1,184
小千谷市	7	391
加茂市	9	189
十日町市	9	340
見附市	8	311
村上市	9	401
燕市	6	671
糸魚川市	13	213
妙高市	2	198
五泉市	18	488
上越市	47	1,756
阿賀野市	5	287
佐渡市	22	291
魚沼市	7	232
南魚沼市	4	379
胎内市	7	173
聖籠町	0	80
弥彦村	0	22
田上町	0	58
阿賀町	5	35
出雲崎町	0	12
川口町	0	19
湯沢町	0	40
津南町	0	23
刈羽村	0	10
関川村	0	68
荒川町	0	109
神林村	0	44
朝日村	0	58
山北町	0	25
粟島浦村	0	0
合計	996	29,024

(注)要保護児童生徒について、就学援助法の対象者はその一部である(要保護児童生徒については、就学援助法の補助対象費目である学用品費、通学費、修学旅行費のうち、生活保護により給付されている費目(学用品費・通学費)が補助対象から除かれるため)。

平成18年度要保護及び準要保護児童生徒数について（学用品費等）

富山県

	要保護児童生徒数 (A) 人	準要保護児童生徒数 (要保護者に準ずる程度 に困窮していると市町村 教育委員会が認めた者。) (B) 人
富山市	26	2,407
高岡市	4	1,147
魚津市	2	226
氷見市	0	198
滑川市	2	189
黒部市	4	203
礪波市	0	241
小矢部市	1	113
南礪波市	0	128
射水市	0	458
舟橋村	0	1
上市町	2	94
立山町	0	75
入善町	0	84
朝日町	0	47
合計	41	5,611

(注)要保護児童生徒について、就学援助法の対象者はその一部である(要保護児童生徒については、就学援助法の補助対象費目である学用品費、通学費、修学旅行費のうち、生活保護により給付されている費目(学用品費・通学費)が補助対象から除かれるため)。

平成18年度要保護及び準要保護児童生徒数について（学用品費等）

石川県

	要保護児童生徒数 (A) 人	準要保護児童生徒数 (要保護者に準ずる程度 に困窮していると市町村 教育委員会が認めた者。) (B) 人
金沢市	111	5,788
七尾市	4	300
小松市	17	653
輪島市	1	149
珠洲市	0	67
加賀市	37	581
羽咋市	3	124
かほく市	0	256
白山市	10	848
能美市	3	178
川北町	0	13
野々市町	1	440
津幡町	11	320
内灘町	3	371
志賀町	0	79
宝達志水町	0	60
中能登町	0	41
穴水町	1	13
能登町	7	104
合計	209	10,385

(注)要保護児童生徒について、就学援助法の対象者はその一部である(要保護児童生徒については、就学援助法の補助対象費目である学用品費、通学費、修学旅行費のうち、生活保護により給付されている費目(学用品費・通学費)が補助対象から除かれるため)。

平成18年度要保護及び準要保護児童生徒数について（学用品費等）  
福井県

	要保護児童生徒数 (A) 人	準要保護児童生徒数 (要保護者に準ずる程度 に困窮していると市町村 教育委員会が認めた者。) (B) 人
福井市	46	1,911
敦賀市	6	403
小浜市	7	151
大野市	4	138
勝山市	2	58
鯖江市	0	342
あわら市	1	126
越前市	5	471
坂井市	2	400
永平寺町	0	57
池田町	0	8
南越前町	0	44
越前町	4	77
美浜町	4	42
高浜町	4	59
おおい町	0	36
若狭町	3	29
合計	88	4,352

(注)要保護児童生徒について、就学援助法の対象者はその一部である(要保護児童生徒については、就学援助法の補助対象費目である学用品費、通学費、修学旅行費のうち、生活保護により給付されている費目(学用品費・通学費)が補助対象から除かれるため)。

平成18年度要保護及び準要保護児童生徒数について（学用品費等）

山梨県

	要保護児童生徒数 (A) 人	準要保護児童生徒数 (要保護者に準ずる程度 に困窮していると市町村 教育委員会が認めた者。) (B) 人
甲府市	55	1,388
富士吉田市	3	379
都留市	4	263
山梨市	8	267
大月市	7	206
韭崎市	3	222
南アルプス市	8	467
北杜市	0	165
甲斐市	23	631
笛吹市	14	746
上野原市	0	116
甲州市	10	258
中央市	2	172
芦川村	0	0
市川三郷町	0	102
増穂町	0	95
鰍沢町	0	30
早川町	0	0
身延町	2	75
南部町	3	47
昭和町	0	128
道志村	0	0
西桂町	3	0
忍野村	0	45
山中湖村	0	2
鳴沢村	2	0
富士河口湖町	1	114
小菅村	0	0
丹波山村	0	0
合計	148	5,918

(注)要保護児童生徒について、就学援助法の対象者はその一部である(要保護児童生徒については、就学援助法の補助対象費目である学用品費、通学費、修学旅行費のうち、生活保護により給付されている費目(学用品費・通学費)が補助対象から除かれるため)。

## 平成18年度要保護及び準要保護児童生徒数について（学用品費等）

## 長野県

	要保護児童生徒数 (A) 人	準要保護児童生徒数 (要保護者に準ずる程度 に困窮していると市町村 教育委員会が認めた者。) (B) 人
長野市	69	3,750
松本市	86	2,091
上田市	30	1,024
岡谷市	3	463
飯田市	8	695
諏訪市	6	461
須坂市	0	409
小諸市	14	407
伊那市	14	584
駒ヶ根市	0	216
中野市	7	276
大町市	4	203
飯山市	13	166
茅野市	13	374
塩尻市	8	447
佐久市	8	761
千曲市	3	392
東御市	3	254
安曇野市	36	617
小海町	1	12
川上村	0	22
南牧村	0	12
南相木村	0	2
北相木村	0	0
佐久穂町	2	59
軽井沢町	0	91
御代田町	3	87
立科町	0	34
青木村	0	25
長和町	0	33
下諏訪町	2	146
富士見町	2	74
原村	0	17
辰野町	1	108
箕輪町	0	153
飯島町	0	19
南箕輪村	2	72
中川村	0	24

## 長野県

	要保護児童生徒数 (A) 人	準要保護児童生徒数 (要保護者に準ずる程度 に困窮していると市町村 教育委員会が認めた者。) (B) 人
宮田村	0	66
松川町	0	75
高森町	0	81
阿南町	0	10
清内路村	0	10
阿智村	0	12
平谷村	0	4
根羽村	0	7
下條村	0	25
売木村	0	0
天龍村	0	16
泰阜村	0	12
喬木村	0	36
豊丘村	0	26
大鹿村	0	0
上松町	0	7
南木曾町	0	5
木祖村	0	0
王滝村	0	0
大桑村	0	6
木曾町	13	29
麻績村	0	4
生坂村	0	8
波田町	6	61
山形村	0	15
朝日村	0	17
筑北村	0	15
池田町	0	45
松川村	2	111
白馬村	0	43
小谷村	0	13
坂城町	0	102
小布施町	0	41
高山村	0	23
山ノ内町	1	84
木島平村	0	26
野沢温泉村	1	13
信州新町	0	18
信濃町	0	48



## 長野県

	要保護児童生徒数 (A) 人	準要保護児童生徒数 (要保護者に準ずる程度 に困窮していると市町村 教育委員会が認めた者。) (B) 人
小川村	0	13
中条村	0	19
飯綱町	0	34
栄村	0	5
小海町南相木村北相木村中学校組合	2	13
上田市長和町中学校組合	1	19
辰野町塩尻市小学校組合	0	6
松本市山形村朝日村中学校組合	0	33
塩尻市辰野町中学校組合	0	5
麻績村筑北村学校組合	0	1
合計	364	15,842

(注)要保護児童生徒について、就学援助法の対象者はその一部である(要保護児童生徒については、就学援助法の補助対象費目である学用品費、通学費、修学旅行費のうち、生活保護により給付されている費目(学用品費・通学費)が補助対象から除かれるため)。

## 平成18年度要保護及び準要保護児童生徒数について（学用品費等）

## 岐阜県

	要保護児童生徒数 (A) 人	準要保護児童生徒数 (要保護者に準ずる程度 に困窮していると市町村 教育委員会が認めた者。) (B) 人
岐阜市	139	3,908
大垣市	31	925
高山市	9	277
多治見市	14	572
関市	1	449
中津川市	1	433
美濃市	3	77
瑞浪市	1	164
羽島市	0	157
恵那市	0	218
美濃加茂市	1	126
土岐市	10	136
各務原市	32	806
可児市	1	377
山県市	0	138
瑞穂市	5	167
飛騨市	2	59
本巣市	6	92
郡上市	2	144
下呂市	0	177
海津市	5	93
岐南町	5	185
笠松町	1	119
養老町	10	122
垂井町	3	32
関ヶ原町	1	26
神戸町	0	39
輪之内町	0	8
安八町	0	73
揖斐川町	0	77
大野町	0	50
池田町	0	95
北方町	7	210
坂祝町	1	32
富加町	0	0
川辺町	0	63
七宗町	0	23
八百津町	0	58

## 岐阜県

	要保護児童生徒数 (A) 人	準要保護児童生徒数 (要保護者に準ずる程度 に困窮していると市町村 教育委員会が認めた者。) (B) 人
白川町	0	42
東白川村	0	9
御嵩町	0	58
白川村	0	0
安八郡東安中学校組合	0	8
養基小学校保育所組合	0	0
可児市御嵩町中学校組合	0	8
美濃加茂市富加町中学校組合	0	0
合計	291	10,832

(注)要保護児童生徒について、就学援助法の対象者はその一部である(要保護児童生徒については、就学援助法の補助対象費目である学用品費、通学費、修学旅行費のうち、生活保護により給付されている費目(学用品費・通学費)が補助対象から除かれるため)。

## 平成18年度要保護及び準要保護児童生徒数について（学用品費等）

## 静岡県

	要保護児童生徒数 (A) 人	準要保護児童生徒数 (要保護者に準ずる程度 に困窮していると市町村 教育委員会が認めた者。) (B) 人
静岡市	400	2,404
浜松市	279	2,457
沼津市	93	1,625
熱海市	15	102
三島市	12	464
富士宮市	26	204
伊東市	71	291
島田市	5	374
富士市	33	1,156
磐田市	4	479
焼津市	29	405
掛川市	11	266
藤枝市	21	580
御殿場市	11	318
袋井市	6	261
下田市	9	55
裾野市	7	121
湖西市	5	104
伊豆市	9	94
御前崎市	3	65
菊川市	0	129
伊豆の国市	16	200
牧之原市	0	137
東伊豆町	4	11
河津町	0	5
南伊豆町	0	27
松崎町	0	14
西伊豆町	5	21
函南町	33	133
清水町	4	123
長泉町	5	74
小山町	1	83
芝川町	3	0
富士川町	1	14
由比町	3	16
岡部町	1	30
大井川町	0	35
吉田町	4	88

静岡県

	要保護児童生徒数 (A) 人	準要保護児童生徒数 (要保護者に準ずる程度 に困窮していると市町村 教育委員会が認めた者。) (B) 人
川根町	0	11
川根本町	0	9
森町	0	35
新居町	4	38
御前崎市牧之原市学校組合	0	13
牧之原市菊川市学校組合	0	6
合計	1,133	13,077

(注)要保護児童生徒について、就学援助法の対象者はその一部である(要保護児童生徒については、就学援助法の補助対象費目である学用品費、通学費、修学旅行費のうち、生活保護により給付されている費目(学用品費・通学費)が補助対象から除かれるため)。

## 平成18年度要保護及び準要保護児童生徒数について（学用品費等）

## 愛知県

	要保護児童生徒数 (A) 人	準要保護児童生徒数 (要保護者に準ずる程度 に困窮していると市町村 教育委員会が認めた者。) (B) 人
名古屋市	1,963	21,954
豊橋市	61	5,338
岡崎市	43	2,146
一宮市	100	2,443
瀬戸市	38	962
半田市	21	1,147
春日井市	123	956
豊川市	28	1,062
津島市	22	770
碧南市	16	463
刈谷市	29	649
豊田市	130	2,213
安城市	47	711
西尾市	9	528
蒲郡市	15	482
犬山市	6	162
常滑市	10	317
江南市	32	710
小牧市	41	1,031
稲沢市	12	729
新城市	9	238
東海市	48	623
大府市	27	423
知多市	36	391
知立市	11	320
尾張旭市	8	618
高浜市	13	406
岩倉市	11	272
豊明市	15	368
日進市	2	314
田原市	1	280
愛西市	17	475
清須市	4	277
北名古屋市	19	467
弥富市	8	215
東郷町	5	216
長久手町	8	202
豊山町	0	76

## 愛知県

	要保護児童生徒数 (A) 人	準要保護児童生徒数 (要保護者に準ずる程度 に困窮していると市町村 教育委員会が認めた者。) (B) 人
春日町	6	38
大口町	9	185
扶桑町	0	156
七宝町	8	170
美和町	5	118
甚目寺町	8	279
大治町	7	226
蟹江町	9	242
飛島村	0	4
阿久比町	7	101
東浦町	9	276
南知多町	0	105
美浜町	0	133
武豊町	18	263
一色町	0	66
吉良町	4	29
幡豆町	0	36
幸田町	1	177
三好町	7	301
設楽町	1	22
東栄町	0	1
豊根村	0	0
音羽町	0	28
小坂井町	6	153
御津町	0	84
合計	3,093	54,147

(注)要保護児童生徒について、就学援助法の対象者はその一部である(要保護児童生徒については、就学援助法の補助対象費目である学用品費、通学費、修学旅行費のうち、生活保護により給付されている費目(学用品費・通学費)が補助対象から除かれるため)。

平成18年度要保護及び準要保護児童生徒数について（学用品費等）

三重県

	要保護児童生徒数 (A) 人	準要保護児童生徒数 (要保護者に準ずる程度 に困窮していると市町村 教育委員会が認めた者。) (B) 人
津市	83	1,979
四日市市	231	2,580
伊勢市	90	904
松阪市	117	1,034
桑名市	81	812
鈴鹿市	95	1,165
名張市	34	696
尾鷲市	11	250
亀山市	7	188
鳥羽市	10	179
熊野市	8	155
いなべ市	4	137
志摩市	52	561
伊賀市	73	894
木曾岬町	0	15
東員町	0	90
菰野町	7	196
朝日町	0	25
川越町	6	56
多気町	3	48
明和町	3	62
大台町	1	44
玉城町	0	110
度会町	3	32
大紀町	3	67
南伊勢町	0	78
紀北町	9	194
御浜町	0	34
紀宝町	0	127
多気町松阪市学校組合	2	21
大台町大紀町中学校組合	0	4
合計	933	12,737

(注)要保護児童生徒について、就学援助法の対象者はその一部である(要保護児童生徒については、就学援助法の補助対象費目である学用品費、通学費、修学旅行費のうち、生活保護により給付されている費目(学用品費・通学費)が補助対象から除かれるため)。



平成18年度要保護及び準要保護児童生徒数について（学用品費等）

滋賀県

	要保護児童生徒数 (A) 人	準要保護児童生徒数 (要保護者に準ずる程度 に困窮していると市町村 教育委員会が認めた者。) (B) 人
大津市	291	5,306
彦根市	113	1,132
長浜市	107	576
近江八幡市	56	486
草津市	62	703
守山市	23	622
栗東市	50	461
甲賀市	23	355
野洲市	26	255
湖南市	32	288
高島市	42	358
東近江市	51	551
米原市	10	155
安土町	0	60
日野町	4	85
竜王町	2	12
愛荘町	9	61
豊郷町	8	76
甲良町	9	48
多賀町	1	34
虎姫町	12	30
湖北町	1	34
高月町	0	29
木之本町	21	70
余呉町	0	9
西浅井町	0	10
合計	953	11,806

(注)要保護児童生徒について、就学援助法の対象者はその一部である(要保護児童生徒については、就学援助法の補助対象費目である学用品費、通学費、修学旅行費のうち、生活保護により給付されている費目(学用品費・通学費)が補助対象から除かれるため)。

平成18年度要保護及び準要保護児童生徒数について（学用品費等）

京都府

	要保護児童生徒数 (A) 人	準要保護児童生徒数 (要保護者に準ずる程度 に困窮していると市町村 教育委員会が認めた者。) (B) 人
京都市	4,260	16,175
福知山市	57	1,169
舞鶴市	167	934
綾部市	33	473
宇治市	377	2,406
宮津市	9	273
亀岡市	140	1,012
城陽市	135	1,099
向日市	47	568
長岡京市	51	453
八幡市	182	1,305
京田辺市	114	694
京丹後市	38	498
南丹市	32	152
木津川市	38	301
大山崎町	5	107
久御山町	75	214
井手町	24	48
宇治田原町	5	62
笠置町	0	6
和束町	6	17
精華町	27	211
南山城村	0	1
京丹波町	10	112
伊根町	0	17
与謝野町	10	262
笠置町南山城村中学校組合	3	8
与謝野町宮津市中学校組合	2	27
合計	5,847	28,604

(注)要保護児童生徒について、就学援助法の対象者はその一部である(要保護児童生徒については、就学援助法の補助対象費目である学用品費、通学費、修学旅行費のうち、生活保護により給付されている費目(学用品費・通学費)が補助対象から除かれるため)。

## 平成18年度要保護及び準要保護児童生徒数について（学用品費等）

## 大阪府

	要保護児童生徒数 (A) 人	準要保護児童生徒数 (要保護者に準ずる程度 に困窮していると市町村 教育委員会が認めた者。) (B) 人
大阪市	8,998	60,625
堺市	2,443	15,752
岸和田市	539	5,207
豊中市	649	6,674
池田市	32	984
吹田市	687	8,725
泉大津市	135	1,480
高槻市	470	5,962
貝塚市	107	1,933
守口市	599	3,167
枚方市	834	7,099
茨木市	307	4,205
八尾市	915	6,815
泉佐野市	161	1,796
富田林市	433	2,477
寝屋川市	589	4,471
河内長野市	224	998
松原市	363	2,752
大東市	114	3,423
和泉市	458	3,639
箕面市	134	1,213
柏原市	140	2,043
羽曳野市	369	1,887
門真市	665	2,895
摂津市	107	2,552
高石市	58	1,040
藤井寺市	214	911
東大阪市	2,235	8,884
泉南市	187	1,321
四條畷市	78	1,021
交野市	89	998
大阪狭山市	75	761
阪南市	71	728
島本町	5	447
豊能町	0	105
能勢町	3	85
忠岡町	43	218
熊取町	37	419

## 大阪府

	要保護児童生徒数 (A) 人	準要保護児童生徒数 (要保護者に準ずる程度 に困窮していると市町村 教育委員会が認めた者。) (B) 人
田尻町	14	82
岬町	25	169
太子町	28	132
河南町	2	120
千早赤阪村	1	44
合計	23,637	176,259

(注)要保護児童生徒について、就学援助法の対象者はその一部である(要保護児童生徒については、就学援助法の補助対象費目である学用品費、通学費、修学旅行費のうち、生活保護により給付されている費目(学用品費・通学費)が補助対象から除かれるため)。

## 平成18年度要保護及び準要保護児童生徒数について（学用品費等）

## 兵庫県

	要保護児童生徒数 (A) 人	準要保護児童生徒数 (要保護者に準ずる程度 に困窮していると市町村 教育委員会が認めた者。) (B) 人
神戸市	4,414	24,011
姫路市	367	6,537
尼崎市	1,364	7,872
明石市	643	4,297
西宮市	618	5,797
洲本市	6	316
芦屋市	32	578
伊丹市	225	3,412
相生市	6	161
豊岡市	37	518
加古川市	175	3,250
赤穂市	10	575
西脇市	0	448
宝塚市	184	2,080
三木市	50	871
高砂市	57	1,384
川西市	138	1,394
小野市	2	533
三田市	19	776
加西市	9	386
篠山市	5	356
養父市	2	155
丹波市	9	547
南あわじ市	4	407
朝来市	0	272
淡路市	7	282
宍粟市	11	250
加東市	3	249
たつの市	14	327
猪名川町	5	174
多可町	6	186
稲美町	1	301
播磨町	14	473
家島町		
市川町	0	65
福崎町	9	97
神河町	0	57
太子町	14	111

兵庫県

	要保護児童生徒数 (A) 人	準要保護児童生徒数 (要保護者に準ずる程度 に困窮していると市町村 教育委員会が認めた者。) (B) 人
上郡町	0	67
佐用町	1	69
香美町	1	72
新温泉町	3	73
宝殿中学校組合	7	170
三土中学校事務組合	0	2
播磨高原広域事務組合	0	2
南あわじ市・洲本市小中学校組合	0	56
合計	8,472	70,016

(注)要保護児童生徒について、就学援助法の対象者はその一部である(要保護児童生徒については、就学援助法の補助対象費目である学用品費、通学費、修学旅行費のうち、生活保護により給付されている費目(学用品費・通学費)が補助対象から除かれるため)。

## 平成18年度要保護及び準要保護児童生徒数について（学用品費等）

## 奈良県

	要保護児童生徒数 (A) 人	準要保護児童生徒数 (要保護者に準ずる程度 に困窮していると市町村 教育委員会が認めた者。) (B) 人
奈良市	774	3,085
大和高田市	82	645
大和郡山市	110	1,101
天理市	72	392
橿原市	67	1,069
桜井市	89	423
五條市	30	267
御所市	100	200
生駒市	43	935
香芝市	15	319
葛城市	5	248
宇陀市	21	169
山添村	2	4
平群町	7	124
三郷町	10	180
斑鳩町	12	224
安堵町	6	58
川西町	8	30
三宅町	14	34
田原本町	15	208
曽爾村	0	12
御杖村	7	2
高取町	3	30
明日香村	0	16
上牧町	16	262
王寺町	20	141
広陵町	17	168
河合町	24	121
吉野町	1	26
大淀町	29	111
下市町	2	37
黒滝村	0	4
天川村	0	0
野迫川村	2	0
十津川村	0	33
下北山村	0	0
上北山村	0	0
川上村	0	14

奈良県

	要保護児童生徒数 (A) 人	準要保護児童生徒数 (要保護者に準ずる程度 に困窮していると市町村 教育委員会が認めた者。) (B) 人
東吉野村	0	3
式下中組合	13	33
合計	1,616	10,728

(注)要保護児童生徒について、就学援助法の対象者はその一部である(要保護児童生徒については、就学援助法の補助対象費目である学用品費、通学費、修学旅行費のうち、生活保護により給付されている費目(学用品費・通学費)が補助対象から除かれるため)。



## 平成18年度要保護及び準要保護児童生徒数について（学用品費等）

## 和歌山県

	要保護児童生徒数 (A) 人	準要保護児童生徒数 (要保護者に準ずる程度 に困窮していると市町村 教育委員会が認めた者。) (B) 人
和歌山市	397	4,593
海南市	18	499
橋本市	34	375
有田市	15	330
御坊市	38	237
田辺市	46	652
新宮市	24	374
紀の川市	3	572
岩出市	31	654
紀美野町	2	46
かつらぎ町	4	99
九度山町	5	45
高野町	0	7
湯浅町	7	197
広川町	1	77
有田川町	1	163
美浜町	1	41
日高町	4	35
由良町	2	31
印南町	4	45
みなべ町	8	95
日高川町	0	39
白浜町	7	164
上富田町	10	160
すさみ町	1	27
那智勝浦町	10	133
太地町	3	26
古座川町	3	31
北山村	0	5
串本町	28	150
御坊市・日高川町中学校組合	2	25
合計	709	9,927

(注)要保護児童生徒について、就学援助法の対象者はその一部である(要保護児童生徒については、就学援助法の補助対象費目である学用品費、通学費、修学旅行費のうち、生活保護により給付されている費目(学用品費・通学費)が補助対象から除かれるため)。

平成18年度要保護及び準要保護児童生徒数について（学用品費等）

鳥取県

	要保護児童生徒数 (A) 人	準要保護児童生徒数 (要保護者に準ずる程度 に困窮していると市町村 教育委員会が認めた者。) (B) 人
鳥取市	123	1,551
米子市	82	2,129
倉吉市	34	428
境港市	42	378
岩美町	6	60
若桜町	5	30
智頭町	0	60
八頭町	14	132
三朝町	1	24
湯梨浜町	1	123
琴浦町	3	125
北栄町	1	88
日吉津村	0	9
大山町	10	120
南部町	5	76
伯耆町	4	55
日南町	0	34
日野町	0	24
江府町	0	22
米子市日吉津村 中学校組合	0	59
合計	331	5,527

(注)要保護児童生徒について、就学援助法の対象者はその一部である(要保護児童生徒については、就学援助法の補助対象費目である学用品費、通学費、修学旅行費のうち、生活保護により給付されている費目(学用品費・通学費)が補助対象から除かれるため)。

平成18年度要保護及び準要保護児童生徒数について（学用品費等）

島根県

	要保護児童生徒数 (A) 人	準要保護児童生徒数 (要保護者に準ずる程度 に困窮していると市町村 教育委員会が認めた者。) (B) 人
松江市	121	1,696
浜田市	23	574
出雲市	18	1,193
益田市	11	619
大田市	5	422
安来市	7	153
江津市	8	184
雲南市	3	242
東出雲町	2	81
奥出雲町	8	117
飯南町	0	41
斐川町	0	142
川本町	3	16
美郷町	12	39
邑南町	5	73
津和野町	2	89
吉賀町	2	60
海士町	0	7
西ノ島町	0	19
知夫村	0	7
隠岐の島町	1	95
合計	231	5,869

(注)要保護児童生徒について、就学援助法の対象者はその一部である(要保護児童生徒については、就学援助法の補助対象費目である学用品費、通学費、修学旅行費のうち、生活保護により給付されている費目(学用品費・通学費)が補助対象から除かれるため)。

## 平成18年度要保護及び準要保護児童生徒数について（学用品費等）

## 岡山県

	要保護児童生徒数 (A) 人	準要保護児童生徒数 (要保護者に準ずる程度 に困窮していると市町村 教育委員会が認めた者。) (B) 人
岡山市	1,007	8,889
倉敷市	490	4,579
津山市	45	1,145
玉野市	48	674
笠岡市	21	452
井原市	16	156
総社市	43	1,057
高梁市	10	285
新見市	12	154
備前市	8	401
瀬戸内市	15	394
赤磐市	26	392
真庭市	6	241
美作市	17	289
浅口市	9	150
建部町	0	0
瀬戸町	0	0
和気町	10	148
早島町	3	75
里庄町	1	73
矢掛町	8	62
新庄村	0	1
鏡野町	1	66
勝央町	4	69
奈義町	0	42
西粟倉村	0	6
久米南町	0	22
美咲町	4	89
吉備中央町	7	45
笠岡組合	0	5
合計	1,811	19,961

(注)要保護児童生徒について、就学援助法の対象者はその一部である(要保護児童生徒については、就学援助法の補助対象費目である学用品費、通学費、修学旅行費のうち、生活保護により給付されている費目(学用品費・通学費)が補助対象から除かれるため)。

平成18年度要保護及び準要保護児童生徒数について（学用品費等）

広島県

	要保護児童生徒数 (A) 人	準要保護児童生徒数 (要保護者に準ずる程度 に困窮していると市町村 教育委員会が認めた者。) (B) 人
広島市	1,915	21,512
呉市	286	1,964
竹原市	28	324
三原市	48	588
尾道市	101	1,670
福山市	596	4,958
府中市	25	330
三次市	32	642
庄原市	14	261
大竹市	14	207
東広島市	69	1,033
廿日市市	56	1,566
安芸高田市	46	217
江田島市	22	213
府中町	53	656
海田町	33	452
熊野町	19	256
坂町	4	75
安芸太田町	1	42
北広島町	14	98
大崎上島町	3	59
世羅町	9	172
神石高原町	0	66
合計	3,388	37,361

(注)要保護児童生徒について、就学援助法の対象者はその一部である(要保護児童生徒については、就学援助法の補助対象費目である学用品費、通学費、修学旅行費のうち、生活保護により給付されている費目(学用品費・通学費)が補助対象から除かれるため)。

平成18年度要保護及び準要保護児童生徒数について（学用品費等）

山口県

	要保護児童生徒数 (A) 人	準要保護児童生徒数 (要保護者に準ずる程度 に困窮していると市町村 教育委員会が認めた者。) (B) 人
下関市	573	6,858
宇部市	272	3,079
山口市	64	3,474
萩市	37	417
防府市	27	2,124
下松市	13	1,142
岩国市	49	3,283
光市	31	1,540
長門市	7	308
柳井市	5	643
美祢市	6	202
周南市	74	3,656
山陽小野田市	134	1,167
周防大島町	16	106
和木町	5	26
上関町	0	7
田布施町	1	138
平生町	5	164
美東町	2	43
秋芳町	0	35
阿武町	0	12
阿東町	1	36
合計	1,322	28,460

(注)要保護児童生徒について、就学援助法の対象者はその一部である(要保護児童生徒については、就学援助法の補助対象費目である学用品費、通学費、修学旅行費のうち、生活保護により給付されている費目(学用品費・通学費)が補助対象から除かれるため)。

平成18年度要保護及び準要保護児童生徒数について（学用品費等）

徳島県

	要保護児童生徒数 (A) 人	準要保護児童生徒数 (要保護者に準ずる程度 に困窮していると市町村 教育委員会が認めた者。) (B) 人
徳島市	351	3,417
鳴門市	17	410
小松島市	60	420
阿南市	79	818
吉野川市	41	345
阿波市	62	298
美馬市	32	226
三好市	32	176
勝浦町	2	50
上勝町	0	9
佐那河内村	0	8
石井町	27	179
神山町	0	21
那賀町	7	30
牟岐町	5	33
美波町	2	65
海陽町	29	84
松茂町	5	200
北島町	12	124
藍住町	28	399
板野町	24	98
上板町	7	126
つるぎ町	20	65
東みよし町	14	69
合計	856	7,670

(注)要保護児童生徒について、就学援助法の対象者はその一部である(要保護児童生徒については、就学援助法の補助対象費目である学用品費、通学費、修学旅行費のうち、生活保護により給付されている費目(学用品費・通学費)が補助対象から除かれるため)。

平成18年度要保護及び準要保護児童生徒数について（学用品費等）

香川県

	要保護児童生徒数 (A) 人	準要保護児童生徒数 (要保護者に準ずる程度 に困窮していると市町村 教育委員会が認めた者。) (B) 人
高松市	646	3,760
丸亀市	47	1,159
坂出市	45	424
善通寺市	77	222
観音寺市	32	442
さぬき市	7	291
東かがわ市	0	184
三豊市	19	350
土庄町	6	95
小豆島町	27	117
三木町	6	146
直島町	3	12
宇多津町	22	151
綾川町	2	106
琴平町	8	55
多度津町	12	123
まんのう町	3	80
三豊市観音寺 市学校組合	1	28
合計	963	7,745

(注)要保護児童生徒について、就学援助法の対象者はその一部である(要保護児童生徒については、就学援助法の補助対象費目である学用品費、通学費、修学旅行費のうち、生活保護により給付されている費目(学用品費・通学費)が補助対象から除かれるため)。



平成18年度要保護及び準要保護児童生徒数について（学用品費等）

愛媛県

	要保護児童生徒数 (A) 人	準要保護児童生徒数 (要保護者に準ずる程度 に困窮していると市町村 教育委員会が認めた者。) (B) 人
松山市	634	4,703
今治市	83	924
宇和島市	47	607
八幡浜市	23	224
新居浜市	35	768
西条市	7	790
大洲市	2	291
伊予市	10	265
四国中央市	24	444
西予市	8	153
東温市	15	221
上島町	2	9
久万高原町	0	43
松前町	34	152
砥部町	6	88
内子町	2	77
伊方町	2	50
松野町	0	30
鬼北町	3	44
愛南町	5	254
篠山小中学校組合	0	2
合計	942	10,139

(注)要保護児童生徒について、就学援助法の対象者はその一部である(要保護児童生徒については、就学援助法の補助対象費目である学用品費、通学費、修学旅行費のうち、生活保護により給付されている費目(学用品費・通学費)が補助対象から除かれるため)。

平成18年度要保護及び準要保護児童生徒数について（学用品費等）

高知県

	要保護児童生徒数 (A) 人	準要保護児童生徒数 (要保護者に準ずる程度 に困窮していると市町村 教育委員会が認めた者。) (B) 人
高知市	751	6,302
室戸市	29	112
安芸市	1	178
南国市	64	614
土佐市	18	256
須崎市	57	336
宿毛市	0	314
土佐清水市	7	150
四万十市	13	354
香南市	21	213
香美市	11	196
東洋町	12	36
奈半利町	5	37
田野町	1	19
安田町	3	14
北川村	0	8
馬路村	0	5
芸西村	7	19
本山町	4	18
大豊町	3	26
土佐町	4	29
大川村	0	1
春野町	3	131
いの町	16	188
仁淀川町	3	28
中土佐町	0	108
佐川町	3	60
越知町	6	80
梶原町	2	37
日高村	6	60
津野町	3	64
四万十町	5	169
大月町	2	9
三原村	0	1
黒潮町	3	91
日高村佐川町学校組合	1	6
合計	1,064	10,269

(注)要保護児童生徒について、就学援助法の対象者はその一部である(要保護児童生徒については、就学援助法の補助対象費目である学用品費、通学費、修学旅行費のうち、生活保護により給付されている費目(学用品費・通学費)が補助対象から除かれるため)。

## 平成18年度要保護及び準要保護児童生徒数について（学用品費等）

## 福岡県

	要保護児童生徒数 (A) 人	準要保護児童生徒数 (要保護者に準ずる程度 に困窮していると市町村 教育委員会が認めた者。) (B) 人
北九州市	395	16,017
福岡市	2,254	23,053
大牟田市	266	1,303
久留米市	299	5,057
直方市	115	1,008
飯塚市	582	1,508
田川市	236	1,163
柳川市	97	543
八女市	8	283
筑後市	16	398
大川市	17	265
行橋市	93	725
豊前市	7	186
中間市	149	834
小郡市	5	540
筑紫野市	119	1,009
春日市	136	2,124
大野城市	81	1,498
宗像市	61	626
太宰府市	21	628
前原市	41	670
古賀市	75	588
福津市	51	434
うきは市	40	216
宮若市	104	383
嘉麻市	298	774
朝倉市	34	442
那珂川町	78	1,077
宇美町	69	318
篠栗町	40	251
志免町	130	570
須恵町	51	288
新宮町	11	214
久山町	4	35
粕屋町	89	334
芦屋町	41	222
水巻町	179	665
岡垣町	45	285

## 福岡県

	要保護児童生徒数 (A) 人	準要保護児童生徒数 (要保護者に準ずる程度 に困窮していると市町村 教育委員会が認めた者。) (B) 人
遠賀町	24	186
小竹町	47	85
鞍手町	61	150
桂川町	62	207
筑前町	19	135
東峰村	1	11
二丈町	14	62
志摩町	8	165
大刀洗町	12	85
大木町	14	102
黒木町	9	84
上陽町	0	6
立花町	6	42
広川町	21	102
矢部村	0	14
星野村	1	7
瀬高町	20	72
山川町	2	19
高田町	9	47
香春町	117	239
添田町	106	170
糸田町	86	187
川崎町	377	443
大任町	61	103
赤村	20	56
福智町	307	376
苅田町	112	375
みやこ町	55	217
吉富町	23	53
上毛町	8	41
築上町	36	184
吉富町外一市中学校組合	19	45
合計	7,994	70,604

(注)要保護児童生徒について、就学援助法の対象者はその一部である(要保護児童生徒については、就学援助法の補助対象費目である学用品費、通学費、修学旅行費のうち、生活保護により給付されている費目(学用品費・通学費)が補助対象から除かれるため)。

平成18年度要保護及び準要保護児童生徒数について（学用品費等）

佐賀県

	要保護児童生徒数 (A) 人	準要保護児童生徒数 (要保護者に準ずる程度 に困窮していると市町村 教育委員会が認めた者。) (B) 人
佐賀市	96	2,091
唐津市	122	1,127
鳥栖市	24	315
多久市	3	119
伊万里市	47	596
武雄市	23	316
鹿島市	6	164
小城市	8	276
嬉野市	7	35
神崎市	6	82
川副町	1	69
東与賀町	0	51
久保田町	0	33
吉野ヶ里町	5	51
基山町	6	51
上峰町	3	52
みやき町	2	97
玄海町	0	38
有田町	17	75
大町町	2	33
江北町	8	84
白石町	3	50
太良町	15	33
合計	404	5,838

(注)要保護児童生徒について、就学援助法の対象者はその一部である(要保護児童生徒については、就学援助法の補助対象費目である学用品費、通学費、修学旅行費のうち、生活保護により給付されている費目(学用品費・通学費)が補助対象から除かれるため)。

平成18年度要保護及び準要保護児童生徒数について（学用品費等）

長崎県

	要保護児童生徒数 (A) 人	準要保護児童生徒数 (要保護者に準ずる程度 に困窮していると市町村 教育委員会が認めた者。) (B) 人
長崎市	835	7,515
佐世保市	314	1,778
島原市	23	583
諫早市	257	1,343
大村市	119	1,079
平戸市	11	266
松浦市	71	276
対馬市	45	289
壱岐市	51	240
五島市	63	643
西海市	14	154
雲仙市	26	230
南島原市	14	292
長与町	33	339
時津町	28	337
東彼杵町	9	67
川棚町	19	145
波佐見町	7	57
小値賀町	9	10
江迎町	10	32
鹿町町	4	53
佐々町	18	73
新上五島町	38	177
合計	2,018	15,978

(注)要保護児童生徒について、就学援助法の対象者はその一部である(要保護児童生徒については、就学援助法の補助対象費目である学用品費、通学費、修学旅行費のうち、生活保護により給付されている費目(学用品費・通学費)が補助対象から除かれるため)。

## 平成18年度要保護及び準要保護児童生徒数について（学用品費等）

## 熊本県

	要保護児童生徒数 (A) 人	準要保護児童生徒数 (要保護者に準ずる程度 に困窮していると市町村 教育委員会が認めた者。) (B) 人
熊本市	653	6,859
八代市	31	1,391
人吉市	2	234
荒尾市	63	592
水俣市	28	227
玉名市	14	583
山鹿市	9	510
菊池市	11	369
宇土市	8	322
上天草市	2	299
宇城市	13	486
阿蘇市	4	245
天草市	22	840
合志市	7	275
城南町	1	74
富合町	0	21
美里町	0	73
玉東町	0	40
南関町	3	80
長洲町	4	113
和水町	0	36
植木町	8	230
大津町	11	220
菊陽町	5	247
南小国町	0	37
小国町	1	71
産山村	0	20
高森町	0	21
西原村	1	29
南阿蘇村	0	116
御船町	1	95
嘉島町	3	45
益城町	3	214
甲佐町	2	74
山都町	0	149
氷川町	2	56
芦北町	2	172
津奈木町	0	34

熊本県

	要保護児童生徒数 (A) 人	準要保護児童生徒数 (要保護者に準ずる程度 に困窮していると市町村 教育委員会が認めた者。) (B) 人
錦町	0	100
多良木町	1	68
湯前町	0	29
水上村	0	20
相良村	0	24
五木村	0	12
山江村	0	22
球磨村	2	17
あさぎり町	1	158
苓北町	0	43
益城町及び御船町中小学校組合	0	0
氷川町及び八代市中学校組合	1	10
合計	919	16,002

(注)要保護児童生徒について、就学援助法の対象者はその一部である(要保護児童生徒については、就学援助法の補助対象費目である学用品費、通学費、修学旅行費のうち、生活保護により給付されている費目(学用品費・通学費)が補助対象から除かれるため)。



平成18年度要保護及び準要保護児童生徒数について（学用品費等）

大分県

	要保護児童生徒数 (A) 人	準要保護児童生徒数 (要保護者に準ずる程度 に困窮していると市町村 教育委員会が認めた者。) (B) 人
大分市	533	5,286
別府市	128	1,185
中津市	74	704
日田市	35	682
佐伯市	50	692
臼杵市	39	255
津久見市	19	162
竹田市	5	195
豊後高田市	2	194
杵築市	6	197
宇佐市	27	563
豊後大野市	21	310
由布市	11	251
国東市	11	171
姫島村	1	0
日出町	17	48
九重町	8	73
玖珠町	19	143
合計	1,006	11,111

(注)要保護児童生徒について、就学援助法の対象者はその一部である(要保護児童生徒については、就学援助法の補助対象費目である学用品費、通学費、修学旅行費のうち、生活保護により給付されている費目(学用品費・通学費)が補助対象から除かれるため)。

## 平成18年度要保護及び準要保護児童生徒数について（学用品費等）

## 宮崎県

	要保護児童生徒数 (A) 人	準要保護児童生徒数 (要保護者に準ずる程度 に困窮していると市町村 教育委員会が認めた者。) (B) 人
宮崎市	438	2,961
都城市	74	1,754
延岡市	120	1,374
日南市	20	283
小林市	14	279
日向市	60	767
串間市	4	258
西都市	8	133
えびの市	15	136
清武町	5	182
北郷町	5	39
南郷町	6	106
三股町	4	261
高原町	1	128
野尻町	0	51
国富町	12	140
綾町	6	56
高鍋町	15	90
新富町	15	130
西米良村	0	6
木城町	2	16
川南町	11	134
都農町	18	51
門川町	19	103
北川町		
諸塚村	0	9
椎葉村	1	1
美郷町	7	53
高千穂町	6	132
日之影町	8	27
五ヶ瀬町	0	42
合計	894	9,702

(注)要保護児童生徒について、就学援助法の対象者はその一部である(要保護児童生徒については、就学援助法の補助対象費目である学用品費、通学費、修学旅行費のうち、生活保護により給付されている費目(学用品費・通学費)が補助対象から除かれるため)。

## 平成18年度要保護及び準要保護児童生徒数について（学用品費等）

## 鹿児島県

	要保護児童生徒数 (A) 人	準要保護児童生徒数 (要保護者に準ずる程度 に困窮していると市町村 教育委員会が認めた者。) (B) 人
鹿児島市	900	9,662
鹿屋市	55	1,779
枕崎市	25	273
阿久根市	10	162
出水市	57	662
大口市	17	257
指宿市	19	458
西之表市	13	223
垂水市	3	224
薩摩川内市	58	778
日置市	31	387
曾於市	18	265
霧島市	97	1,054
いちき串木野市	8	335
南さつま市	38	355
志布志市	42	396
奄美市	273	1,259
三島村	2	10
十島村	5	11
穎娃町	0	103
知覧町	2	65
川辺町	1	121
さつま町	6	166
長島町	2	144
菱刈町	12	102
加治木町	40	191
始良町	41	270
蒲生町	8	61
湧水町	4	68
大崎町	6	124
東串良町	0	64
錦江町	8	81
南大隅町	3	90
肝付町	10	440
中種子町	4	89
南種子町	10	75
上屋久町	14	35
屋久町	7	43

## 鹿児島県

	要保護児童生徒数 (A) 人	準要保護児童生徒数 (要保護者に準ずる程度 に困窮していると市町村 教育委員会が認めた者。) (B) 人
大和村	7	28
宇検村	0	17
瀬戸内町	61	280
龍郷町	24	0
喜界町	3	201
徳之島町	38	287
天城町	8	301
伊仙町	37	94
和泊町	1	38
知名町	7	69
与論町	5	97
合計	2,040	22,294

(注)要保護児童生徒について、就学援助法の対象者はその一部である(要保護児童生徒については、就学援助法の補助対象費目である学用品費、通学費、修学旅行費のうち、生活保護により給付されている費目(学用品費・通学費)が補助対象から除かれるため)。

## 平成18年度要保護及び準要保護児童生徒数について（学用品費等）

## 沖縄県

	要保護児童生徒数 (A) 人	準要保護児童生徒数 (要保護者に準ずる程度 に困窮していると市町村 教育委員会が認めた者。) (B) 人
那覇市	840	5,020
宜野湾市	96	1,560
石垣市	79	399
浦添市	168	1,521
名護市	49	438
糸満市	112	938
沖縄市	227	3,166
豊見城市	71	478
うるま市	133	1,502
宮古島市	107	450
南城市	33	252
国頭村	4	51
大宜味村	2	30
東村	4	20
今帰仁村	1	38
本部町	22	57
恩納村	2	147
宜野座村	4	47
金武町	6	42
伊江村	8	60
読谷村	22	357
嘉手納町	14	163
北谷町	24	321
北中城村	15	147
中城村	6	101
西原町	60	211
与那原町	26	246
南風原町	47	399
渡嘉敷村	0	10
座間味村	0	2
粟国村	3	6
渡名喜村	3	10
南大東村	0	0
北大東村	0	0
伊平屋村	0	15
伊是名村	0	0
久米島町	3	132
八重瀬町	22	247

沖縄県

	要保護児童生徒数 (A)	準要保護児童生徒数 (要保護者に準ずる程度 に困窮していると市町村 教育委員会が認めた者。) (B)
	人	人
多良間村	3	14
竹富町	1	21
与那国町	9	23
合計	2,226	18,641

(注)要保護児童生徒について、就学援助法の対象者はその一部である(要保護児童生徒については、就学援助法の補助対象費目である学用品費、通学費、修学旅行費のうち、生活保護により給付されている費目(学用品費・通学費)が補助対象から除かれるため)。